

合葬式墓地 よくあるご質問について

	質問	回答
制度・概要に関する質問	合葬式墓地とはどのような墓地ですか	合葬式墓地とは、一つの墓所に複数のご遺骨を埋蔵し、市が永続的に管理を行う墓地です。個別の墓石を設けず、管理や承継の負担を軽減できることが特徴です。
	一般区画の墓地(普通墓地)とは何が違うのですか	一般墓地(普通墓地)は区画ごとに墓石を設置し、承継者による管理を前提としますが、合葬式墓地は承継者がいなくても市が管理を行います。また、納骨堂と異なり、最終的に共同埋蔵される点の特徴です。
	なぜ市が合葬式墓地を整備したのですか	少子高齢化や単身世帯の増加により、墓地の承継が困難となり、無縁墓が増加しています。こうした社会的課題に対応し、市民が安心して利用できる選択肢を確保するため、市が整備しました。また、自治体での合葬式墓地の運営も多く、県下19市では既に15の自治体が整備をしている状況です。
	宗教・宗派の制限はありますか	特定の宗教・宗派による制限はありません。供養の仕方をご自身で選択できます。
	無縁墓対策としてどのような効果がありますか	承継を前提としない仕組みとすることで、将来的な無縁墓の発生を防止できます。
	永代供養と同じものですか	永代供養墓、共同墓などと同様の趣旨を含みます。
	市営であるメリットは何ですか	料金体系や管理方法が明確で、公的責任のもと長期的・安定的な管理を行います。また、無宗教で埋葬できる点も自治体運営のメリットです。
利用資格に関する質問	誰が申し込めますか	合葬式墓地は誰でも申込可能です。
	申請者と埋葬者は別でも申し込みはできますか	ご家族など、埋葬される方とは別の方が申請者としてお申し込みいただくことができます。申請の際は、申請者と埋葬される方それぞれの情報をご記入いただけます。
	死亡時点の住所要件はありますか	申請者様の住所を基準に市内・市外を判断します。
	生前申し込みもできますか	可能です。ただし、生前申し込みの場合は立会人の選定が必要です。
	高齢者施設に入居中でも申込できますか	可能です。高齢者施設や介護施設、病院等に入居・入院されている場合でも、申込資格を満たしていれば、合葬式墓地の申込みは可能です。ご本人による申請が難しい場合は、家族等による代理申請についても、対応できる場合がありますので、事前に市へご相談ください。

埋蔵方式(個別・共同)に関する質問	個別埋蔵方式と共同埋蔵方式の違いは何ですか	<p>個別埋蔵方式は、焼骨を骨壺のまま、一定期間(申請時から15年間)個別の収蔵棚で保管する方式です。</p> <p>個別に管理されるため、一定期間は他の方のご遺骨と混ざることはありません。期間満了後は、共同埋蔵場所へ移され、他のご遺骨とともに共同で埋蔵されます。</p> <p>共同埋蔵方式は、最初からご遺骨のみを共同埋蔵場所へ埋蔵する方式です。骨壺から焼骨を納骨袋へ移し、他の焼骨と一緒に共同で埋蔵されます。</p>
	どちらを選べばよいか迷っています	<p>一定期間は個別に安置したい、家族が参拝できる形で区別したいという方には、個別埋蔵方式が向いています。</p> <p>費用を抑えたい、最初から共同での埋蔵でも問題ないという方には、共同埋蔵方式が適しています。</p> <p>ご家族構成や将来の承継の見込み、ご自身の考え方に応じて選択してください。</p>
	個別埋蔵の保管期間は何年ですか	個別埋蔵の保管期間は、利用の承認を受けた日から15年間です。
	期間満了後はどうなりますか	15年の個別埋蔵期間が満了すると、ご遺骨は共同埋蔵場所へ移され、他のご遺骨とともに共同で埋蔵されます。
	個別埋蔵期間を延長できますか	期間満了時に、引き続き個別埋蔵を希望される場合は、再度使用料をお支払いいただくことで、延長が可能です。
	共同埋蔵方式から個別埋蔵方式へ変更できますか	変更することはできません。
	一度埋蔵方法を選んだ後に変更できますか	原則として、変更することはできません。また、ご遺骨をお返しすることもできません。
料金・費用に関する質問	使用料はいくらですか	<p>市内在住者様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別埋蔵方式:15万円 ・共同埋蔵方式:5万円 <p>市外在住者様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別埋蔵方式:22万5千円 ・共同埋蔵方式:7万5千円
	市内・市外で料金が違うのはなぜですか	<p>市内在住者の方は、市税によって霊園の整備・維持管理が行われているため、市内料金を設定しています。</p> <p>市外在住者の方は、これらの費用負担の差を考慮し、市内料金より高く設定しています。</p>
	管理料はかかりますか	合葬式墓地については、管理料はかかりません。永代使用料のみで、市が永続的に管理します。
	記名板の費用は含まれていますか	記名板本体は、希望される方に無償で配布します。ただし、1つの申請において配布は1枚のみです。
	刻字費用は誰が負担しますか	刻字は利用者をご自身で石材業者等へ依頼していただきます。刻字費用は利用者負担となります。
	支払い方法はありますか	原則として、市が指定する方法(納付書による金融機関等での支払い)となります。詳細は窓口でご案内します。

申込・手続に関する質問	申込はいつからできますか	令和8年4月1日から供用開始予定です。開始時期にあわせて、広報誌や市ホームページでお知らせします。
	申込方法を教えてください	市役所本庁舎の環境政策課窓口で申請書を提出していただきます。
	申込時に必要な書類は何ですか	<ul style="list-style-type: none"> ・合葬式墓地利用申請書 ・住民票等 ・火葬(埋葬)許可証または改葬許可証 ・その他、市が指定する書類
	郵送やオンライン申請はできますか	原則として窓口での申請となります。詳細はお問い合わせください。
	申込後、どのくらいで許可が下りますか	申請内容に不備がなければ、概ね数週間程度で利用許可証を郵送します。
	納骨日はどのように決まりますか	申請時に希望日を伺い、その後、市が委託する業者もしくは市担当者から日程調整の連絡があります。
	納骨の立会いは必要ですか	原則立会いを必要とします。ご遺骨も納骨時にお持ちいただくようになります。
改葬・既存墓地との関係に関する質問	他の墓地から合葬式墓地へ改葬できますか	他の民間墓地や個人墓地から改葬も可能です。
	市営霊園の区画を返還して合葬に移れますか	可能です。ただし、一般区画を返還し、墓石等を撤去して更地にする必要があります。
	改葬許可証は必要ですか	はい。改葬の場合は、改葬許可証が必要です。改葬許可証の発行は、市役所市民課の窓口にて手続きが可能ですのでご相談ください。
	墓石やご遺骨の扱いはどうなりますか	墓石の撤去は利用者様負担となります。ご遺骨は改葬の手続に従い、合葬式墓地へ納骨します。
	改葬後に元の墓地へ戻すことはできますか	原則ご遺骨の返還は受け入れていません。十分に検討いただいたうえで合葬式墓地への申請をお願いします。
記名板・表示に関する質問	記名板は必ず設置しなければなりませんか	必須ではありません。希望される方のみ利用できます。
	記名板には何を刻字できますか	原則として、埋蔵される方の氏名のみです。
	文字数や書体に制限はありますか	記名板に収まる範囲であれば可能です。書体の指定はありません。
	追刻はできますか	原則できません。ご事情がある場合はご相談ください。
	一度刻字した内容を変更できますか	内容の変更はできません。
供養・参拝・利用方法に関する質問	いつでもお参りできますか	いつでもお参りすることは可能です。ただし、お盆やお彼岸の時期は込み合うことが予想されますので、周りの参拝者の方に配慮いただきながらお参りください。
	お線香や供花は供えられますか	指定の場所で可能です。

供養・参拝・利用方法に関する質問	お供物は置いていただけますか	参拝中は可能ですが、参拝後はお持ち帰りください。
	法要や読経はできますか	他の利用者の迷惑とならない範囲で可能です。
	私物や装飾品を置くことはできますか	私物の設置は禁止しています。管理者で随時点検をしますので、禁止行為については厳密に処分いたします。
	お盆やお彼岸の対応はどうなりますか	通常どおり参拝可能です。混雑時は譲り合ってご利用ください。
納骨・管理・運営に関する質問	納骨作業は誰が行いますか	原則、市が委託する専門業者が行います。
	骨壺の大きさに制限はありますか	幅25cm以下、高さ・奥行30cm以下です。
	共同埋蔵の場合、骨壺はどうなりますか	ご遺骨を納骨袋へ移し、骨壺は返却します。処分については立会者の方でお願いいたします。
	災害時の管理体制はどうなっていますか	市が管理主体として施設を点検・復旧し、適切に管理します。
	永続的に管理されますか	市が責任をもって永続的に管理します。
無縁・承継・将来に関する質問	承継者がいなくても利用できますか	はい。承継者がいない方でも安心して利用できます。
	利用者が亡くなった後、手続は誰が行いますか	原則として、申請者や立会人、ご遺族の方で行っていただきます。
	連絡が取れなくなった場合はどうなりますか	市が台帳等により管理し、必要に応じて適切に対応します。
トラブル・例外対応に関する質問	提出書類に不備があった場合はどうなりますか	不備がある場合は、市から連絡し、修正をお願いすることがあります。
	納骨日に来られなくなった場合は	どうしても日程変更が必要な場合のみ可能です。早めにご連絡ください。
	利用ルール違反があった場合は	是正をお願いし、重大な場合は使用を制限することがあります。
	他人の遺骨と混ざることによる不安があります	個別埋蔵期間中は、他の方と混ざることはありません。共同埋蔵方式は制度上、共同での埋蔵となることをご理解ください。
	相談はどこにすればよいですか	市役所の担当課へご相談ください。(環境政策課 環境保全担当 0268-23-5120)